



自転車にまつわる トラブル

弁護士 上岡 亮

「大変だ! 寝坊した!」この春、高校に入学したばかりのAさん、春のぼかぼか陽気に加えて新生活の疲れがたまっていたのか、時間どおりに起きることができなかったようです。Aさんは、朝食もそこそこに、自転車に乗って最寄り駅へ向かいました。

「次の電車に乗らないと遅刻だ!」Aさんは、自転車を飛ばして、歩行者の間を縫うようにしながら歩道を走っていたところ、反対方向から、ショルダーバッグを肩から下げた人が歩いてきました。Aさんがその人と擦れ違おうとしたところ…、Aさんの自転車のハンドルにショルダーバッグの肩紐が引っかかり、歩行者は転倒してその場でうずくまったまま動かなくなっていました。

「どうしよう」Aさんは、気が動転してしまい、その場で立ちすくんでしまいました。

◆——解説

自転車は、運転免許が要らず、環境に優しく、健康にも良い手軽な乗り物として、多くの人が利用するようになってきています。ところが、利用者の増加に伴って、特に歩道における危険な運転が後を絶ちません。

自転車は、法律上は自動車と同じ「車両」にあたるので（道路交通法2条8号・11号）、原則として車道を走行しなければなりませんが、「自転車歩道通行可」の標識がある歩道など、一定の場合には歩道を走行することが認められています。このように自転車の歩道走行は、あくまでも例外であり、歩道を走行するときは、歩行者を優先しなければいけません。ところが、近頃は歩行者をないがしろにするような自転車の運転が目立つようになり、自転車と歩行者の事故が増えています。

警察庁の統計によると、自転車対自動車の事故は減少傾向にあるのに対して、平成21年の自転車対歩行者の事故は2,934件で、10年前(801件)と比較して約3.7倍にもなっています。自転車利用者が加害者になることが多くなってきているのです。

自転車利用者が加害者になった場合には、被害者に対して治療費などの損害を賠償する責任がありますが、自転車には自動車のような強制保険（自賠責保険）の制度がありません。したがって、ひとたび事故が起きると、被害

者は十分な賠償が受けられず、加害者は多額の賠償責任を負うという深刻な状況に陥る危険があります。Aさんと同じような事故で、加害者（未成年）とその両親に対して約1,400万円の支払いを命じた裁判例もあります。

自転車事故においても過失割合が問題になります。この裁判例では、自転車利用者の過失が全面的に認められました。もっとも、自転車は、色々な人が利用し、事故の態様も多様なため、常に自転車側の過失が認められるというわけではありません。自動車事故のような定型的なものがなく、過失割合の判断は困難な場合が少なくありません。

◆——対処法

歩道を走行するときは、歩行者優先の意識を常に心がけることが大切です。歩行者に道を譲ってもらったときには、一言お礼の言葉をかけるなどしてはいかがでしょうか。

音楽を聴きながら、携帯電話を操作しながらなどの「ながら運転」、無灯火での運転など、危険を伴う運転は厳に慎むべきでしょう。

また、事故に備えて保険のチェックを行うことをお勧めします。自転車事故による損害をカバーするためには、個人賠償責任保険などの保険に加入する必要があります。ただし近頃は、個人賠償責任保険を単体で取り扱っている保険会社は少なくなってきていて、自動車保険や火災保険などの特約として付保されていることが多くなっています（クレジットカードに自動付帯されていることもあります。）ので確かめてみるといいでしょう。

いずれにしても、自転車が、便利で手軽な乗り物であることは間違いありません。ヨーロッパでは、自転車道が整備されている国が多いようです。日本でも、自転車・歩行者がともに安心して利用できるよう道路整備が進むといいですね。

執筆者プロフィール

上岡 亮（うえおか あきら）

弁護士（第二東京弁護士会）。慶應義塾大学法学部卒業後、保険会社勤務を経て（在職中FP資格を取得）、東京都立大学（現首都大学東京）法科大学院修了。趣味はゴルフ、ドライブ、野球観戦。

所属：東京リベルテ法律事務所

<http://www.tokyoliberte.com/index.html>